

東村山市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市組織条例の一部を改正する条例

東村山市組織条例（昭和 6 1 年東村山市条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 組織運営の見直しに伴い、本案を提出するものである。

東村山市組織条例の一部を改正する条例

東村山市組織条例（昭和61年東村山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境安全部」を「防災安全部」に、「資源循環部」を「環境資源循環部」に改める。

第2条環境安全部の項中「環境安全部」を「防災安全部」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項第4号を同項第1号とし、同項第5号中「公共交通」を「防犯」に改め、同号を同項第2号とする。

第2条資源循環部の項中「資源循環部」を「環境資源循環部」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 環境保全及び公害に関すること。

第2条まちづくり部の項に次の2号を加える。

(7) 住宅に関すること。

(8) 公共交通に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(東村山市地域公共交通会議条例の一部改正)
- 2 東村山市地域公共交通会議条例（平成23年東村山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境安全部」を「まちづくり部」に改める。

(東村山市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 東村山市交通安全対策会議条例（平成23年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「環境安全部」を「まちづくり部」に改める。

(東村山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

- 4 東村山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年東村山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「資源循環部」を「環境資源循環部」に改める。

(東村山市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 5 東村山市空家等対策協議会条例（平成28年東村山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「環境安全部」を「まちづくり部」に改める。

# 東村山市組織条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(部の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

経営政策部

総務部

地域創生部

市民部

防災安全部

健康福祉部

子ども家庭部

環境資源循環部

まちづくり部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

経営政策部～市民部 (略)

防災安全部

(1) 防災安全に関すること。

(2) 防犯に関すること。

健康福祉部・子ども家庭部 (略)

環境資源循環部

(1)・(2) (略)

旧 条 例

(部の設置)

第1条 (同左)

経営政策部

総務部

地域創生部

市民部

環境安全部

健康福祉部

子ども家庭部

資源循環部

まちづくり部

(分掌事務)

第2条 (同左)

経営政策部～市民部 (略)

環境安全部

(1) 生活安全に関すること。

(2) 住宅環境に関すること。

(3) 環境保全及び公害に関すること。

(4) (同左)

(5) 公共交通に関すること。

健康福祉部・子ども家庭部 (略)

資源循環部

(1)・(2) (略)

新 条 例

(3) 環境保全及び公害に関すること。

まちづくり部

(1)～(6) (略)

(7) 住宅に関すること。

(8) 公共交通に関すること。

附則第2項（東村山市地域公共交通会議条例の一部改正）

（庶務）

第6条 交通会議の庶務は、まちづくり部において処理する。

附則第3項（東村山市交通安全対策会議条例の一部改正）

（庶務）

第5条 対策会議の庶務は、まちづくり部において処理する。

附則第4項（東村山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

（報告書の縦覧の場所及び期間）

第4条 (略)

(1) 東村山市環境資源循環部内で市長が指定する場所

(2)・(3) (略)

2 (略)

旧 条 例

まちづくり部

(1)～(6) (略)

附則第2項（東村山市地域公共交通会議条例の一部改正）

（庶務）

第6条 交通会議の庶務は、環境安全部において処理する。

附則第3項（東村山市交通安全対策会議条例の一部改正）

（庶務）

第5条 対策会議の庶務は、環境安全部において処理する。

附則第4項（東村山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

（報告書の縦覧の場所及び期間）

第4条 (略)

(1) 東村山市資源循環部内で市長が指定する場所

(2)・(3) (略)

2 (略)

新 条 例

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 (略)

(1) 東村山市環境資源循環部内で市長が指定する場所

(2) (略)

2 (略)

附則第5項 (東村山市空家等対策協議会条例の一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

旧 条 例

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 (略)

(1) 東村山市資源循環部内で市長が指定する場所

(2) (略)

2 (略)

附則第5項 (東村山市空家等対策協議会条例の一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境安全部において処理する。